

国地契第37号
国官技第224号
平成17年2月1日

各地方整備局総務部長
各地方整備局企画部長 あて

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長

平成16年度補正予算における国庫債務負担行為の取扱いについて

平成17年2月1日成立した平成16年度補正予算において、国庫債務負担行為による一般公共事業費が追加されたところであるが、この国庫債務負担行為の取扱いについては、下記によることとされたい。

記

- 1 今回追加された国庫債務負担行為は、平成16年度歳出予算を伴わないことから、平成16年度において前金払及び部分払を行うことができないので、当該国庫債務負担行為による工事に係る予定価格の積算に当たっては、平成16年度出来高予定額相当分について一般管理費等の前払金支出割合区分に応じた補正係数による補正を行うものとする。
- 2 工事請負契約書については、必要に応じ適宜条項を加除して使用するものとする。